

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 であい
代表者名	代表取締役 藤本 由紀
所在地・連絡先	(住所) 福岡市城南区東油山6丁目5-33 (電話) 092-213-0006 (FAX) 092-213-0004

2 事業所の概要

事業所の名称	であいの郷 長住
所在地・連絡先	(住所) 福岡市南区長住6丁目7-29 (電話) 092-512-2562 (FAX) 092-512-2562
事業所番号	4071101846
管理者の氏名	富永大輔

3 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対し、家族的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、安心と尊厳のある生活を可能な限り営むことが出来るように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・ 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- ・ 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・ 入居者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・ 適切な介護技術を持ったサービスをする。
- ・ 常に、提供したサービスの「質の管理」、「量の評価」を行う。

4 利用者の留意点

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用対象者は次の各号に適合する場合とする。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態であること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- ⑤ 通常グループホームで出来ると思われる医療管理範囲の方であること
- ⑥ 契約に定める事を承認し、重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同できること。
- ⑦ 建物の仕様に段差、勾配があり、利用者のADLが対応可能な状態にあること。
- ⑧ 利用者、家族等の社会通念を逸脱する行為（パワーハラスメント等）がない事

- (2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- (3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

5. 認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価

計画作成担当者が、入居者が直面している課題等を評価し、入居者の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して入居者に説明の上交付する。

4 利用料及びその他の費用は、下記の通りとする。

(1) 利用料

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。利用料金及び加算については重要事項別紙に定める

(2) 住居費（家賃） 36,000 ～ 42,000 円／月

施設または病院等でお亡くなりになられた場合において、荷物搬出日まで家賃が発生します。

(3) 水道光熱費 12,000 円／月

(4) 管理費 3,000 円／月

(5) その他の費用

- ① 食事材料 1,100 円／日 （ミキサー食+50円／食）
- ② おむつ代 実費
- ③ 理美容代その他 実費相当分

(6) 敷金 100,000 円

(7) 利用者の同意

上記以外に必要な費用がかかるサービスの提供にあつたては、あらかじめ利用者又は家族に説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 設備の概要

(1) 構造等

	敷 地	287.83 m ²
建 物	構 造	木 造
	延 べ 床 面 積	127.08 m ²
	利 用 定 員	6 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積		
一人部屋	6	9.94 m ² (4室)	11.18 m ² (1室)	11.48 m ² (1室)

(3) 主な設備

設備	室数	面積	備考
居間・食堂・台所	1	30.73 m ²	床暖房
浴室	1	5.80 m ²	洗面台車いす対応
トイレ	2	5.38 m ²	車いす対応(1ヶ所)
テラス	1	6.55 m ²	畳部屋

6 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区分(人)				常勤換算後の人数 (人)
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	—	1	—	—	0.1
計画作成 担当者	1				1	0.2
介護従業者	10		1	8	1	5.83
看護職員					1	0.1

7 職員の勤務体制(平成28年4月1日変更)

従業者の職種	勤務体制	
管理者・介護職	日勤	08:00~17:00
	遅出	10:30~19:30
	夜勤	17:00~10:00

8 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者が入居者のお手伝いをします。

種類	内容
日常生活の援助	食事、掃除等の家事や、入浴、排泄のお手伝いをを行います。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金が入居者の負担額となります。入居者負担額減免を受けている場合は、減免率に

応じた負担額となります。

ウ 補足説明

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。この場合、料金表の利用料金の全額をお支払いいただくことになります。利用料のお支払いと引き換えに、サービス提供証明書と領収証を発行致します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要になります。

9 利用料等のお支払い方法

毎月、10日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、当月の20日までに下記口座に振り込み(送金)してお支払いください。

福岡銀行 長住支店 普通預金 1527437

有限会社 であい 代表取締役 藤本 由紀

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 富永大輔 ご利用時間 9:00~18:00 ご利用方法 電話:092-512-2562
福岡市南区 介護保険課	電話:092-559-5125
福岡市城南区 介護保険課	電話:092-833-4105
福岡市中央区介護保険課	電話:092-718-1102
那珂川市高齢者支援課	電話:092-559-5127
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話:092-642-7859

11 非常災害時の対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

12 協力医療機関等

医療機関	病院名 所在地 電話番号 診察科 入院設備	かめい内科クリニック 福岡市南区長住 7-5-23 092-541-2460 内科・循環器科 なし
------	-----------------------------------	---

医療機関 (夜間、緊急時対応)	病院名 所在地 電話番号 診察科	長尾病院 福岡市城南区樋井川 3-47-1 092-541-2035 内科・循環器科・リハビリテーション科・
--------------------	---------------------------	---

	入院設備	神経内科・リウマチ科・人工透析 あり
歯科	病院名 所在地 電話番号 入院設備	医療法人 五洋会前田歯科医院 福岡市中央区六本松 4-9-12-2 階 092-771-3774 なし

1.3 介護老人福祉施設との連携体制

施設名	シティケア 長住（特別養護老人ホーム）
所在地	福岡市南区長住 3-7-1
電話番号	092-554-0294

1.4 住居の利用にあたっての留意事項

外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は、本来の用途に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙は、ご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音など、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

1.5 事故発生時の対応

- (1) 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するために委員会の運営、または従業者への定期的な研修の実施等の必要な措置を講じます。
- (2) 管理者は、利用者に対する指定サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事業主は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 管理者は、事故発生等の経過について、事故報告書を本社へ提出します。

1.6 退去時

施設または病院等でお亡くなりになられた場合において、荷物搬出日まで家賃が発生します。

17 緊急時等における対応方法

従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものと致します。

2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に

より事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものと致します。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

18 救急搬送時

救急搬送時、施設よりご家族様（緊急連絡先）に電話連絡を入れさせていただきます。

連絡が取れない場合は、職員対応にて救急搬送致します。

（夜間帯でスタッフ1名の時は、対応できない場合があります。）

職員対応の際、救急搬送時から施設帰社までの時間は、施設自費サービス 30分 1500円＋税が適用されます。

また、職員が救急車同乗後、施設に帰るまでの交通費は、ご利用者様ご負担となります。

19 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

21 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

提供するサービスの第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況

定められた期間内で第三者評価の実施をいたします。

2 直近の実施日

調査日 令和6年 2月 14日

確定日 令和6年 3月 2日

3 評価機関の名称

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

住所 北九州市小倉北区真鶴2丁目5-27

電話 093-582-0294

F A X 093-582-0280

4 評価結果の開示状況

- ① 評価確定後、WAMNETに掲載し公表を行う。
- ② 福岡市保健福祉局高齢社会部介護保険課へ評価結果を提出する。
- ③ 施設1階のエントランスに、閲覧可能な状態を確保している。

R6年 3月31日施行。